

別紙：中小企業の判断基準

本制度における中小企業とは、次の表1に示す従業員数の基準を満たす企業、あるいは、表2に示す資本の額等の基準を満たす企業です。

表1．業種毎の従業員数の基準

a	製造業、建設業、運輸業その他の業種（b～eを除く）	300人以下
b	小売業	50人以下
c	卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く）	100人以下
d	旅館業	200人以下
e	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下

表2．業種毎の資本の額（又は出資の総額）の基準

a	製造業、建設業、運輸業その他の業種（b及びcを除く）	3億円以下
b	小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く）	5千万円以下
c	卸売業	1億円以下